

叡山文庫蔵『韻字記』の主要典拠について〔一〕

木 村 晟

一、はじめに

叡山文庫蔵『韻字記』の主要典拠となつた『和訓押韻』に関する調査報告を、本誌第三三号に「東韻」（上平）の部分について細説した。それに引き続いて本稿は「寒桓韻」（上平）の部にも及んで、やはり逐一的に検討を加へたく思ふ。結果に大きな差異は見られないとは言ふものの、各韻字の注文等の細部に亘ると、それはそれなりに「寒桓韻」独自の様相も窺へて、「東韻」のみの調査に比して、相当に委細な記述がなし得るものと思はれる。

前稿の直接の目的は、(一)「十二韻」の韻書が、十一韻の『和訓押韻』のABC(=D)三系統四種の伝本の孰れのテクストに直接依拠したか、(二)「十二韻」の成立年代はいつ頃か、と言ふ二つの課題に答へることであった。本稿に

おいては、それに加へて、(二)「十二韻」の韻書の「韻外字」が直接の典拠としたのは、元の熊忠の『古今韻会挙要』(略称『韻会』)であるのか、それとも明の方日升の『古今韻会挙要小補』(略称『小補韻会』)であるのか、この点も明らかにしたいと考へる。前稿と同様に『韻字之書』と対照させて記すこととする。

最初に、十一韻の『和訓押韻^{注1}』の三系統四種のテクストとは、次に示すテクスト群を言ふのである。

A系統＝熊本大学永青文庫蔵『北岡文庫本』(略称『北岡本』) 写本一冊、天正二十年三月書写の識語を有す。

B系統＝島原図書館蔵『松平文庫本』(略称『松平本』) 写本一冊、識語を有せず、また「入韻字」も存せず。

C系統(増補本)＝阪本龍門文庫蔵『龍門文庫本』(略称『龍門本』) 写本一冊、識語を有せず。△A系統本とB系統本との合成本

D版本＝C系統本の韻末等に若干の増補を加へて刊行したもの

a 天理・無刊記本(東涯書き入れ本。天理図書館古義堂文庫蔵) 一冊

b 天理・正保二年(一六四五)刊本(仁斎書き入れ本。天理図書館古義堂文庫蔵) 一冊
c 京大本(京都大学附属図書館近衛文庫蔵、正保二年刊、bと同種本) 一冊

d 天理写本(a・b版の手写本。天理図書館古義堂文庫蔵) 一冊

今までの考察により、これらA・B・C・D系統の関係は、次の図のやうになつてゐて、

A系統本(北岡本) └
B系統本(松平本) └ C増補系統本(龍門本) └ D版本

C(増補)系統本はA・B系統の合成本であることが判つた。さうして、「十二韻」の韻書たる『韻字記』や『韻字

之書』が直接に依拠したのは、C 増補系統（龍門本）かD 版本の孰れかであることを明らかにし得た。前稿の「東韻」の調査においては、D 版本（またはそれの元となつた写本）といふ結果が出たのであつた。

さて、今般調査し得た「寒桓韻」においては、如何様になつてゐるであらうか。一、「寒桓韻」細説に記すごとく、『韻字記』の「947瀾」（書1）～「1000翻」（書55）までは、『和訓押韻』のA『北岡本』、B『松平本』、C『龍門本』の三本共、ほぼ揃つてゐるゆゑ、「十二韻」の韻書の主要典拠がC『龍門本』であると断じたとしても、特に問題はなかつた。而かるに『韻字記』の「1001韓」以降が問題となるのである。『和訓押韻』の『松平本』には「395翻」の後も、「本韻」は「353韓」「394刊」「397歸」「399搏」「400漫」の五語が続くが、『北岡本』と『龍門本』とは共に「58翻」にて終はつてゐるのである。これより先は『版本』にしか対応する標出字（韻字）が存せぬのである。——このことは「十二韻」の韻書の主要典拠が『和訓押韻』の伝本中、D『版本』であること意味するものである。

従つて「十二韻」の『韻字記』の成立は、D-a『無刊記本』の成立が、D-b『正保』一年（一六四五）刊本より若干溯る年代のものと考へられる故に、結局「叶音説」^{注2}流行の上限たる寛永初年（一六一一）から正保二年（一六四五）の間であることは、ほぼ確実であると思慮せられる。畢竟、前稿にて「韻鏡学」の盛行する寛永頃（一六一二～一六四四）と仮定したが、この「寒桓韻」の調査結果からも全く同様のことが言へるのではないかと思はれる。

次にこの「寒桓韻」の調査で問題となるのは、『韻字記』の主要典拠たる『和訓押韻』の『版本』（この調査では専らD-bの『正保』一年刊本）へ仁斎書き入れ本を使用する）の「韻外（字）」の箇所である。実は『版本』の「韻外」とする「975患」「1025漫」までの五一字は「韻外字」ではなく、「韻内字」（本韻）なのである。ここで「本韻」といふことの定義は、『聚分韻略』に典拠が得られるものと言ふことである。この五一字は全て『聚分韻略』の「寒

桓韻」（第十四）に見られるものばかりである。従つて「十一韻」の韻書の編者は、これら「975患」「1025漫」の二字を「本韻」の扱ひとして、『韻字記』や『韻字之書』にさながらに引用してゐるのである。

同様にこのD-1b『正保二年刊本』に書き入れをした伊藤仁斎も、この『版本』の「韻外」とする「975患」「1025漫」の五一字をやはり「本韻」の扱ひにして、その後に『聚分韻略』に存せぬ韻字（標出字）を、さらに再び「韵外」として「1027坪」「1041雀」の一五字を排してゐるのである。ただこの仁斎の「書き入れ」部分中、「1035患」が、『版本』自体が「韻外」とする「975患」と重複してゐるのである。これの理由は、標出字「患」が実は『聚分韻略』の「寒桓韻」には存せずして、「諫禍韻」（去声・第十八¹¹⁶³）に存するためである。「去声」の韻字が如何なる理由で、この「平声」（上平）の内に入り込んでゐるかは、『小補韻会^{注3}』がこの疑問を解決してくれる。けだし『小補韻会』で、標出字「患」は、「上平」の「刪韻」の「古讀」の中に確認することができるのである。従つて「上平」の韻字としての扱ひに問題はない。

最後に、本稿の執筆目的の③の、『韻字記』の「韻外字」が『韻会^{注4}』に依拠したか、それとも『小補韻会』に依拠したか、との問ひに対してもあるが、本稿の「寒桓韻」における調査では、右の「患」字のことも含めて、全て『小補韻会』が典拠になつてゐることも明らかとなつた。『韻会』が典拠であるとせば、『韻字記』の「1056鑿」^{注5}と「1066姪」の二字が対応し得ないのである。而かるに『小補韻会』に依拠したとすれば、『韻字記』や『韻字之書』の「韻外字」が一字残らず全部対応するのである。剩く、「韻外字」の排列までが、概ね『小補韻会』に照應することを識るのである。吾人の調査は、今後の方向として、「十一韻」に「元魂痕韻」を加へて「十一韻」（『韻字記』『韻字之書』）に成つたとする、その「元魂痕韻」の精査に及ぶべきかと心得てゐる。

注1 『和訓押韻』の『北岡本』『松平本』『龍門本』の用例、並びにそれの整理番号は、『古辞書研究資料叢刊』第五卷（一九九五年11月 大空社刊）に拠った。『天理・正保二年刊本』（仁斎書き入れ本）は天理図書館蔵本の写真に整理番号を付して、引用することとした。△「上平「寒桓韻」細説」の記述も同様である。

注2 高松政雄氏論文「叶音」（『訓点語と訓点資料』第90輯 一九九三年1月刊）参照。

注3 『明版古今韻会挙要小補』全五巻（一九九四年2月 近思文庫編刊）の「影印本文」に拠った。

注4 『古今韻会挙要』の本文は「大化書局版」を使用した。

注5 『宮内庁書陵部蔵 韵字之書』（『古辞書研究資料集成』1 一九九三年9月 翰林書房刊）を使用した。

『付記』(1) 「十一韻」の韻書（『和訓押韻』）から「十二韻」の韻書（『韻字記』『韻字之書』）への成長過程の具体的な在り様を追究するために、「十二韻」の韻書の基底となつてゐる『和訓押韻』のテクスト（伝本）の本文を精査することとした。ただし、吾人の「十一韻」並びに「十二韻」の韻書の調査は更なる総合的精査を目標としてゐる。爾後、国書・漢籍両面の出典の数々を調査し整理することを試みたいと希つてゐる。

(2) 近時、『松平文庫本』（『和訓押韻』）に対して、深澤眞一氏の、その成立年代に関する好論が発表された。それは「『和訓押韻』考」（『国語国文』第65巻 第5号 一九九六年5月刊）である。「漢和聯句」の実作の事実に基づいて、『松平本』の成立年代を天文七年（一五三七）以前として、それをなした人物を三条実隆に擬する仮説を立てられた。歓迎すべき論であり、大慶に思ふ。

二、上平「寒桓韻」細説

『韻字記』（『韻字之書』も全同）の「⁹⁴⁰寒」・「⁹⁴⁶殘」の七字は「入韻字」であり、原典たる「十一韻」の『和訓押

韻のB本系統の『松平本』に存せぬことは前稿に記した通りである。他の『北岡本』と『龍門本』は『韻字記』(『書』)と同じであり、「十一韻」の韻書(『記』『書』)が『北岡本』『龍門本』(『版本』も)を承けてゐることは明らかである。次に「本韻」を逐一的に点検する。

『韻字記』の「947瀬」(書1)はA系統の『北岡本』は「廈途一桂也」、B系統の『松平本』は「波一」で、『龍門本』はこれらA B二系統の本の注文が統合(A+B=C)されてゐる。これを承けた『韻字記』(『書』)は、C増補系統本(『龍門本』)の注文に「又大波也サ、サミナトニ不可也興津一ナトニハ可也」と定家の証歌「行年ノサノミスキ行ハテヨサハイツレカヒトツカヘル川一 定家」(『拾遺愚草』中・韻歌・冬一五五七)が補入せられてゐる。

『韻字記』の「948欄」(書2)は『和訓押韻』の『北岡本』が無注で、『松平本』『龍門本』に「一千」の注がある。『韻字記』(『書』も)はこれを承け「牛馬ノ居ル処ヲ云也」と補なふ。

『韻字記』の「949端」(書3)は、『北岡本』と『松平本』が「下一万上一同上津一同瀧津一万」(北岡本4)と略同であるが、『松平本』には「万」「同」等の出典表示がなく、『龍門本』は出典明記の『北岡本』を承ける外に「急瀬」を注文の冒頭に冠する形で補入、『韻字記』(『書』)もこれを踏襲する。ただし、『韻字之書』の方は、『松平本』に類似して「万」「同」の出典名を記さない。

『韻字記』の「950巒」(書4)で、『北岡本』は無注、『松平本』『龍門本』が共に「一山」、『韻字記』は「山也山ト通用」、『書』も「山一山ト通用」と略同で、さしたる大きな補入は見られない。

『韻字記』の「951磐」(書5)では、『北岡本』が「常一堅一常一山名」とするのに対し、『松平本』は「一石常一山名堅一」と、『北岡本』の「常一」が重複するのを避けた形を採り、冒頭に「一石」を冠し補入する。混成本たる

『龍門本』は『北岡本』と『松平本』と合成した結果、『北岡本』と同様に「常一」が重複する形となつてゐる。『韻字記』(『書』も)はこの『龍門本』の注を承け、独自の「山ノ大石也」を補入する。

『韻字記』の「⁹⁵²灘」(書6)では、『北岡本』の「大嶋—葦屋—」に「水—又」を補なつたのが『龍門本』の注となつてをり、独り『松平本』は「小—葦屋—」とする。「十一韻」に至つて『韻字記』(『書』)は、『龍門本』も『松平本』をも承け、さらに独自の「ヒ、キノー」を補なつてゐる。注目すべきは、A・B二系統の合成本たる『龍門本』にも採られてゐない『松平本』の「小—」が、「十一韻」の一書に引かれてゐることであらう。従つて、「十一韻」の韻書は、C増補系統本(『龍門本』およびD『版本』)のみでなく、B系統本(『松平本』)も併せ使用してゐることが判るのである。

『韻字記』の「⁹⁵³寒」(書7)は、『北岡本』『松平本』とも和訓(「万葉集」の引用)は存するが、漢字注は存しない。『龍門本』のみ「一暑」を補入する。而して「十一韻」の『韻字記』(『書』)は『龍門本』の注を全て踏襲する外に、「イト、シク山井ノ袖ヤコホルラン坂ル川風ミニーカシテ」と定家の証歌(『拾遺愚草』中・韻歌・冬一五六〇)を引用すること、「⁹⁴⁷瀾」と同断である。

『韻字記』の「⁹⁵⁴鼈」(書8)では、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』は「似鼈」の注が存す。『韻字記』はこれに「大龜」と続ける。『韻字之書』も同じく「似鼈 大龜也」と略同である。

『韻字記』の「⁹⁵⁵猿」(書9)は『北岡本』はこゝも無注、『松平本』、『龍門本』は「一貌」であり、『韻字記』(『書』も)はこれを承けて「一貌 師子也」となつてゐる。

『韻字記』の「⁹⁵⁶官」(書10)においては、『北岡本』が無注、『松平本』には「京一除日仕一」、『龍門本』は「一

人「京」^{ツカナメシ}「除目也」と小異がある。「十二韻」は『松平本』に近似して、『韻字記』は「京」^{ツカナメシ}「除目也 又使也 仕一」とするが、『韻字之書』は「又使也」が無く、『松平本』と略一致する。

『韻字記』の「⁹⁵⁷翰」（書11）について見ると、『北岡本』が無注、『松平本』には標出字も存せず、『龍門本』のみ「毛羽也 又」を有する。「十一韻」の『韻字記』は「音寒 毛羽也 又鳥ノ羽也 又筆也」と在り、『韻字之書』には「音寒」が存しない。処で元の熊忠の『古今韻会挙要』の「寒韻」（上平）の「翰」の注文は「天雞羽有五色者 又毛羽也」と在り、『韻字記』に「音寒」とする」とと符号する。また明の方日升の『古今韻会挙要小補』でも「十四、寒韻」の「古讀」の中に「翰」が見受けられるのである。

『韻字記』の「⁹⁵⁸觀」（書12）では、『北岡本』と『松平本』が無注にて、『龍門本』のみに「視也 又」の漢字注が見られる。『韻字記』（『書』）はこれを承け、さらに「心アリテミル也」を補入する。

『韻字記』の「⁹⁵⁹謾」についてみる。『北岡本』は無注、『松平本』は「欺一」、『龍門本』は「欺一 又」の漢字注存せり。『韻字記』（『書』）は『松平本』と一致、『龍門本』と略一致の関係を示す。

『韻字記』の「⁹⁶⁰歡」（書14）は、『北岡本』と『松平本』は和訓注のみ、『龍門本』のみ「權同」と存せり。「十二韻」の『韻字記』は『龍門本』の漢字注の外に「喜也」^{ウレシ}「万 又樂也」と補なふ。ただし『韻字之書』は『龍門本』を承ぐるのみ。

『韻字記』の「⁹⁶¹看」（書15）では、『北岡本』が無注、『松平本』も和訓注「ミソナハス万」のみ、『龍門本』には漢字注「翰同 又 日本」と独自の補入をしてゐる。これを承ける『韻字記』（『書』）は『龍門本』に略一致する。

『韻字記』の「⁹⁶²嘆」（書16）で、『北岡本』、『松平本』が無注、増補系の『龍門本』のみ「一息 又」の漢字注を

有する。『韻字記』(『書』)も全同である。

『韻字記』の「963彈」(書17)は、『北岡本』と『松平本』に小異はあるが(『松平本』の「琵琶琴^{ビク}一ニ用也」の「一^{ビク}ニ用也」が『北岡本』にない)、大同で、『龍門本』はこれに増補するため「一射 又」と入れてある。『韻字記』(『書』)は『龍門本』を承け、さらに「又石ヲハシク 玉ヲハシクナトニモ用」と補入した注文になつてゐる。

『韻字記』の「964謹」(書19)では、『北岡本』が無注、『松平本』も和訓のみ、『龍門本』は和訓注の他に漢字注「一誼」を入れてゐる。処が「十二韻」の二書は孰れも和訓注のみで、ここは特に『松平本』に近く、『龍門本』の漢字注を承けてゐない。他の項に見られない現象である。

『韻字記』の「965忄」(書20)は、『北岡本』が無注、『松平本』の「貧也」と『龍門本』の「貧也 又」は略同で、「十一韻」の『韻字記』(『書』)は『松平本』と一致する。

『韻字記』の「966瞞」(書21)では、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』には注文「欺也」が存する。『韻字記』(『書』)はこの『龍門本』を承く。

『韻字記』の「967拌」(書22)で、『北岡本』は無注、『松平本』は「弃也」とし、『龍門本』はこれを承け、かつ独自の補入として「俗拌」を入れてある。「十一韻」で『韻字記』(『書』)は『龍門本』を踏襲し追加説明をなす。即ち「弃也 俗拌 ヨロツモノヲスヅルニ用」。

『韻字記』の「968剣」(書23)は、『北岡本』が無注、『松平本』は「截也」、『龍門本』も「截也 又」であるが、『韻字記』(『書』)は「截也 木ナトヲキルニ用 又刀ニテキルナトヲアツムルニモ可也」として増補した形になつてゐる。

『韻字記』の「969纂」（書24）は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』とは「一補」であり、「十二韻」の『韻字記』は「一補」を承けた後、「文字ナトヲアツムルニ會廣府不押此匀集者早匀也 廣此匀出纂字注補也 古來此句ニテアツムルト読トモ 本拠不正則不可用之」と長い注になつてゐる。『韻字之書』は「會廣府不押…」以下が存せず。斯く『韻字記』が、『古今韻会挙要（小補）』『広韻』『集韻』『韻府群玉』等の韻書を多用して増補してゐる点に注目させられる。

『韻字記』の「970檀」（書25）において、『北岡本』は無注、『松平本』には標出字存せず、『龍門本』のみ「木名」と在り。『韻字記』は「一^{ヨミ}和 木名」、『韻字之書』は『龍門本』と同じ。

『韻字記』の「971竿」（書26）では、『北岡本』は「釣一」、『松平本』は「竹ノ一 釣一」、『龍門本』も『松平本』に同じ。「十二韻」の『韻字記』（『書』）もこの『松平本』『龍門本』の形を承けてゐる。

『韻字記』の「972蘭」（書27）は、『北岡本』と『松平本』が無注、『龍門本』のみ「一正」が存する。『韻字記』（『書』）はこれにかなり増補した注文「一正 大一^{トヨナツ} 瞞麦也 林^{クチナシ}一 柄ノ「也」となつてゐる。

『韻字記』の「973攢」（書28）で、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』は「木叢」とする。「十二韻」の『韻字記』は相當に増補して、「木叢」に続けて「木ノ一 ハシケルト云義也 眉ノ一^{アツマル}ハ マユヲシカムル義也 攢同 族聚也 坡 遠村古木」とするが、『韻字之書』は「…マユヲシカムル義也」までで、以下の漢文注は存せず。処で『韻字記』の漢文注は、その典拠となつてゐる『韻会』（上平・寒韻）に「族聚也」と「通作攢」と見られるのに拠る。因みに『小補韻会』では「古讃」の語群中に見受けられる。

『韻字記』の「974蔓」（書29）については、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字見られず、『龍門本』のみ「一菁

又」とある。ここも「十二韻」の一書は多く補入してゐて、『韻字記』(『書』)は「一青 ハピヨルトハ 草ノハヒコル也
ハ薦カツラナトノハフニ用了晚遲一」となつてゐる。

『韻字記』の「975 輢」(書30)は、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とに「一葦」と在る。『韻字記』(『書』)もこれを承けてゐて、同じく「一葦」。

『韻字記』の「976 純」(書31)で、『北岡本』は無注、『松平本』『龍門本』は共に漢字注「一素」を有する。ただ『松平本』の和訓注「キヌカトリ」が『龍門本』には無い。『韻字記』(『書』)は「一素」を受けた後、独自の補入「一^{キヌ}白キヌ也」と統ぐ。『韻字之書』は「一素」の処を「一青」とする。字体相似による誤写と考ふべきか。

『韻字記』の「977 鞏」(書32)では、『北岡本』がやはり無注、『松平本』と『龍門本』は共に「大帶」と在り、『韻字記』(『書』)は、この外に増補部分を長く、「大帶 常ノヲヒニ通用 唐人ノ前ヘタル、帶也 馬ノハラヲヒニモ用」と続けてゐる。

『韻字記』の「978 欄」(書33)については、『北岡本』は「衣^{ヨロモノス}一」、『松平本』は「衣^{ノヌソ}一 万」で、『龍門本』は『松平本』を承けるが、その上に独自に「一衫」を補入する。「十二韻」の韻書『韻字記』(『書』)はこの『龍門本』をさながらに踏襲する。

『韻字記』の「979 鞠」(書34)で、『北岡本』が無注、『松平本』には標出字存せず、『龍門本』のみ「一鞚」が存する。『韻字記』(『書』)はこれを継承する。『韻字記』の「980 丸」(書35)は、『北岡本』に「人一人名 弹一」、『松平本』は全く異なる注文「雪^{アラレ}一 万」、『龍門本』はこのA・B二系統本を合成して「人一人名 蝉^{アラレ}一 雪^{アラレ} 万 私雪^{アラレ}一 同トモ可用之」とする。「十二韻」に到つて、『韻字記』(『書』)は、「弹一人一人名 蝉一人名 雪^{アラレ}一 檀^{ウツホ}一」となつてゐる。

て、「櫛^{ウツボ}」は「十一韻」の補入たる」とが判る。

『韻字記』の「981冠」(書36)は、『北岡本』と『松平本』が無注、『龍門本』のみ「一弁又」と在り。『韻字記』(『書』)も「一弁」。

『韻字記』の「982鑾」(書37)では、『北岡本』が無注、『松平本』は「鈴也」、『龍門本』は「一鈴」となつてゐる。『韻字記』(『書』)は『龍門本』を承けて「一鈴」と在り。

『韻字記』の「983鑽」(書38)については、『北岡本』は無注、『松平本』に標出字存せず、『龍門本』のみ「刺也又」と見られる。『韻字記』(『書』)はこれを承けた後、増補が見られる。即ち「截也 刺也 錐ノ時ハ反也 ナニナリトモキルト云時ハ用」として、『韻字記』『韻字之書』共に「反也」を作る。

『韻字記』の「984玕」(書39)は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』に「琅^一」と在る。『韻字記』(『書』)は「琅^一」を承けた後に「山ヨリ出ル青玉也」と続けて増補する。『韻字記』の「985丹」(書40)で、『北岡本』は「牡丹」、『松平本』も「牡丹」で、『龍門本』は「赤也 牡丹^{フカミクサ} 和名」と在る。『韻字記』(『書』)には「赤也 牡丹^{フカミクサ} 和名」と増補した形になつてゐる。

『韻字記』の「986般」(書41)では、『北岡本』は「度也」、『松平本』で「運也 千^一百^一度ノ心也 朗詠ニ」、『龍門本』は「一一亦樂也 運也 度ノ心也 朗詠ニ」と在る。「十一韻」になつて『韻字記』も「一一亦樂也 運也 一^{ハビ}度也 和押^{ヲシ}多也 朗詠 百^一幾^一ハ^{ハコ}水薪ハコフ也 一^{ハツル}移也」と『龍門本』を承けた後、斯く増補するが、同じ「十一韻」の『韻字之書』には「和押^{ヲシ}多也」の部分と、末尾の「一^{ハツル}移也」が存せず。

『韻字記』の「987寛」(書42)は、『北岡本』が無注、『松平本』は「袂^{タモトニタカニ}一^{ハビ}万」で、『龍門本』はそれに「一祐」を

補なふ。『韻字記』は「一裕袂タモトニタカ—万裕也 又緩也」となつてゐるが、『韻字之書』には「裕也 又緩也」の漢字注が存しない。

『韻字記』の「988闌」（書43）で、『北岡本』は「夜ノ一万日ノタクル」で『松平本』も略同注、『龍門本』は「晚ノ」の漢字注が入つてゐる。「十二韻」になつて、『韻字記』は「増 尽也 晚ノハ 門ヤ路ヲサヘキルニ用ヘシ夜ノ一万日ノタクルナトニモ 朝ナノ散ユク秋ノ下紅葉ウツロフ露モ秋ヤタケル定家」と増補した注文になつてゐる。『韻字之書』には「増 尽也」と言ふ『韻字記』が『韻会』（上平・寒韻）から引用した「増韻 又褪也 盡也 衰也」に基づく処の漢字注が存せず、また「朝ナノ…」の定家の証歌（『拾遺愚草』員外雜歌・韻字四季歌・秋三四四一）中の「紅葉」「露」「秋」の縁語が草書体で記されてゐる。

『韻字記』の「989團」（書44）では、『北岡本』と『松平本』は漢字注存せず、『龍門本』のみ「一圓」と見られる。しかし「十二韻」の一書は異なつてをり、『韻字記』は「マトカ也 圓也 又增 聚也 圓月ノマトカナルニ」と在る。

『韻字之書』には漢字注「圓也 又增 聚也」とする部分が存しない。この『韻字記』の漢字注は、やはり『韻会』（上平・寒韻）に「廣韻 團圓 增韻 又聚也」と在るのに拠つてをり、『韻字記』が独自に『増韻』を典拠にしたものでないと思はれる。

『韻字記』の「990端」（書45）について、『北岡本』は「小ノ一万無ノ山ノ」で、『松平本』は「小ノ山ノ軒ノ」となつてゐる。C増補系統の『龍門本』は「緒也 小ノ一万无ノ一山ノ」と『北岡本』を承けて「緒也」を補なつた形になつてゐる。『松平本』の「軒ノ」は受け入れられてゐない。「十二韻」の一書はかなり委しくなつてゐて、『韻字記』は「緒也 無ノ一万山ノ一ハツカ小ノ同マサシ正也ハシメ始也シナ等也 髪ノ下リ三源髪ノ下リ一イト香ト云リ」とし、そ

の後に定家の証歌「秋ノヨヲ虫ノナク／＼ウレウトモ尽シ思ノ露ノカタ」〔定家〕〔拾遺愚草〕員外雜歌・韻字四季歌。秋三四三九を続ける。『韻字之書』はこれより簡略な注文になつてをり、「緒也 無ノ一山ノ一ハシカ万」と『龍門本』を承ける外は、『韻字記』と同じ定家の証歌を置くのみである。結局『韻字記』が委細の注を構成してゐるのは、『韻会』(上平・寒韻)の注文「説文直也…一日正也 始也 廣韻 又緒也 等也 増韻 又審也」の『説文』と『廣韻』の部分を承け、なほかつ本邦の連歌辞書『詞林三知抄』にも依拠してゐることに由来する。『韻字記』に「三」として『詞林三知抄』を引用する箇所は全て一七例が見られ、この「990端」は、『三知抄』(雜部・上25ウ 髮下端 かみのさかりは かみのさかりは いとかうはしきと有)と在るのに基づいてゐる。『韻字記』の注文が『韻字之書』より相當に委しくなつてゐるのは、『韻字記』の方がより多くの典籍に依拠してゐる故であるが、その顯著な例として『韻会』と『詞林三知抄』のことが挙げられるであらう。

『韻字記』の「991乾」(書46)では、『北岡本』と『松平本』が無注、『龍門本』に「一湿」がある。『韻字記』は「一湿 水ノ一 露ノ一 泪ノ一 墨ノ一 雨ノスサム一 三」とするが、同じ「十一韻」でも『韻字之書』には「雨ノスサム一 三」の『詞林三知抄』からの引例が存せぬことは、前項「990端」の場合と同断である。因みに『韻字記』の『三知抄』からの引用は「雨乾 あめすきむ つよくふる事也 ふりすきむといへは やみたる事也」(雜部・上15ウー1)といふ本文に基づいてゐる。

『韻字記』の「992干」(書47)で、『北岡本』が無注、『松平本』には「満ミチヒキ一 潮 モトム」とあるが、『龍門本』ここは「犯一」とのみある。『韻字記』(『書』)は『龍門本』を承けてはゐるが、増補の部分が多い。即ち『韻字記』は「犯也 求也 ノ 潤也 水涯也 射カラスマフキ一 若一」とあるが、『韻字之書』は略同であつても、次の如き小異は存する。『韻

字之書』の「犯一 水涯也 碩也 射一 若一」といふ注文と前の『韻字記』の注文とを比較すると、この二書の差異はただ注文の多寡といふことのみでは言ひ尽せない面が存するやうに思はれる。「十二韻」の主要典拠の一つである『韻会』の記事と対照せしめることによつて、『韻字記』の注文の性格がよく判る。『韻字記』は、『韻字之書』よりもずっと多く『韻会』を引用するのである。この「992千」の『韻会』（上平・寒韻）には「説文犯也…一曰澗也 詩：千注澗也 又水涯也…易…又求也 孟子則是千澤也 又射干木名 荀子西方名曰射干 又射千草名…詩…闌干 又若干 數未定之辭（下略）」の如き記事が存するが、『韻字記』の注文は全てこの『韻会』の記事で覆ふことが可能である。勿論『韻字之書』の注文とても『韻会』に依拠する箇所は多く、こゝもさうである。ただ『記』『書』二書の差異を示す「犯也 求也…澗也」といふ『韻字記』の部分が、『韻会』の記事にさながらに依拠してゐることを識るのである。

『韻字記』の「99殘」（書48）については、『北岡本』が無注、『松平本』は「名一 比一 膝也」とするのに對して、『龍門本』は「一餘」である。『松平本』の「比一 膝也」は『国花合記集』を引用した箇所である。「十二韻」では『記』『書』の二書の注文は全同で、「一餘名一 昔ミシ秋ヤイクヨノ古郷ニ今モ有明ノ月ソ——レル 比一 膝也」として、こゝでは『韻字記』（『書』）は『和訓押韻』の『松平本』も『龍門本』も双方共に受けた形となつてゐる。ここに引かれた「昔ミシ…」の証歌は他の箇所のやうに「定家」とは記してゐないが、やはり『拾遺愚草』（員外雜歌・韻字四季歌・秋三四四〇）に基づくものである。『松平本』を受けた『国花合記集』の引用は、「印度本」系統の『節用集』附載本や『海藏略韻』附載本に見られ、『松平本』がこれら中世の『国花合記集』に確實に依拠したことを識るのである。

『韻字記』の「994難」（書49）では、『北岡本』は「得一 万馬一」と在り、『松平本』は「一易 得一 万寝一 馬一

万」とする。『龍門本』は「易一 得一万 馬一 万」となつてゐて、『松平本』の「寝一」が『龍門本』には含まれてゐない。「十一韻」の韻書はここもやはり『龍門本』を承けてゐる。『韻字記』は「易一 得一万 馬一 万 私云一ハ 末弁仄平過一モ 寝一モ」とした後に、「山フカキ雪ヤイカニト思ヒイツルナサケハカリノ世コソカタケレ 定家」（『拾遺愚草』中・韻歌・冬一五五九）といふ証歌を付してゐる。『韻字之書』は『韻字記』の「私云…過一」の部分が存しない。「私云」以降は、『韻字記』の編纂者個人の意見であり解説であり、批評もある。特に「平声」と「他（仄）声」とに基づく意味の弁別に関する内容の記事が多いのである。

『韻字記』の「995安」（書50）は、『北岡本』『松平本』の二一本は無注で、『龍門本』のみ「一寧」と在る。「十一韻」では『韻字記』の注文の増補が著しい。『龍門本』の「一寧」を承けた後、「一静也 曲礼 坐必一 注闇也 尔止也 疏休止也 シッタル 静定也 インクン 何也」とあるが、『韻字之書』は「一寧」のみである。『韻字記』の委細な増補を検するに、『韻会』に比較的よく合ふが、『韻会』には「曲礼」と「爾雅」の引用がない。『小補韻会』に「曲礼」（『礼記』）は見られぬが、その他の部分はよく一致する。即ち『小補韻会』には「説文静也：爾雅止也 疏云休止也 又定也 註云静定也 広韻徐也 寧也 平也 增韻何也」と在つて、『韻字記』はこの中の「広韻」は引いてゐない。また「増韻」は「何也」を引くが書名を明示してゐない。

『韻字記』の「996殫」（書51）は、『和訓押韻』の三本は共に「盡也」で、「十一韻」の韻書の二書もさながらに繼承してゐる。

『韻字記』の「997單」（書52）では、『北岡本』に「衣ノヒトヘ也 発一 旗」、『松平本』はかなり委しくて「一隻 衣一也 発一 旗也 國花」と在る。『龍門本』は前の二本の中間程度の委しきの注「ヒトヘ 一隻 又衣ノヒトヘ也 発一 旗

也」となつてゐる。こゝも『国花合記集』からの引用「發一旗也」が見られるが、書名を明記するのは『松平本』である。「十一韻」は『韻字記』(『書』)は「ヒトヘ一隻又衣ノヒトヘナル也」「獨也」「薄也」發一旗也モノ、ウスキヲ一ト云」となつてゐて、『和訓押韻』の『龍門本』を承けてゐることがよく判る。「十一韻」の一書の増補部分「一獨也」「薄也」は『韻会』(上平・寒韻)に「單」の注文として「説文大也…誼也」一日隻也 獨也 増韻單複之對也 又薄也」とあるのに拠つてゐる。

『韻字記』の「桓」(書53)は、『北岡本』が無注、『松平本』は「盤一」、『龍門本』は「一武也」となつてゐる。こゝも『韻字記』(『書』)は『龍門本』を承けて「一武也」「華表也」となつてゐる。この「十一韻」の増補部分「華表也」の典拠は、『韻会』(上平・寒韻)に「説文亭郵表…今亭郵立木交木於其端 或謂之華表」と在るのに索めることができる。

『韻字記』の「巘」(書54)については、『北岡本』と『松平本』が無注、『龍門本』は「巘一」となつてゐる。『韻字記』は「巘一山銳兒」「増高也」とあるが、『韻字之書』は、「巘一ハ山トカリタル也」と、二書とも『龍門本』を承けるが、増補部分に多寡の差異が見られる。やはりこゝの『韻字記』独自の補入も『韻会』(上平・寒韻)に「巘一山銳貌増韻又高也」と在るのをさながらに依拠してゐることが判る。

『韻字記』の「月」(書55)は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』とは「團一」と在る。『韻字記』(『書』)はこれを承け「團一月ノマトカニ用」とする。

「十一韻」の『和訓押韻』の伝本のうち、『北岡本』と『龍門本』並びに『版本』は以上で「本韻」が終はりとなつてゐる。ただB系統の『松平本』のみ「395」の後に「335韓」「394刊」「397蹕」「399摶」「400漫」が見られる。処が「十

「二韻」の韻書一本では、ここで異変が起こる。『韻字記』も『韻字之書』もこの続ぎに、やはり「本韻」の末尾の部分で、『版本』が「韻外」として列記してゐる語彙群を用ひて増補するのである。その情況を具体的に追ふこととする。

『韻字記』の「¹⁰⁰¹韓」（書56）においては、『松平本』の「本韻」中に「³⁵³韓三」、「—」と見られる。『版本』は「韻外」の「⁹⁸⁰韓」に無注の形で認められるが、「仁斎書き入れ」部分に朱筆で「韻内」と注記して、「本韻」に属することを示してゐる。「十二韻」の韻書の注文は委しくなつてゐて、『韻字記』（『書』も）では、「國名 新羅 ^{シラキ} 百濟 ^{クタツラ} 高麗 ^{コマ} ラ三一ト云也 常ノカラト云ハ 大唐ノ夷也 是ハ唐トハ別也 園 ^{ソノカラカニ} 神祭 年中行夷」と相当に委細である。『聚分韻略』（寒韻十四-¹⁴²¹）に注文「姓也 亦國名 亦非垣」とある。念のために『韻会』（上平・寒韻）を見ると、「韓」の注として「説文」、「一曰韓國名 左伝・韓後分晉國 又後光武紀東夷有三韓」（『小補韻会』も略同）とあるが、『韻字記』『韻字之書』の「」とされ委しい注文にはなつてゐない。

『韻字記』の「¹⁰⁰²犴」（書57）は『松平本』に標出字存せず、『版本』のみ「⁹⁸²犴 里ノイス ケモノ キッ子」とあり。『聚分韻略』（十四-¹⁴²³）は「似狐 又」の注文が見られる。この『版本』を受けた『韻字記』（『書』）は「似狐 常ノ犬ニモ用ヘシ」と補なる。『韻会』の注文は「胡地 野犬似狐而小…」とあつて、「十二韻」の韻書はこれを引用する。

『韻字記』の「¹⁰⁰³蛇」も『松平本』に標出字存せず、『版本』（⁹⁸³）に存せり。『聚分韻略』（十四-¹⁴²⁵）は漢字注「毒蛇」和訓注「イモリ トカケ」とある。『韻字記』（『書』）『版本』には存せぬ漢字注「毒蛇」に続けて、「元匀ニテイモリ トカケト訓ス 寒匀ニテモ通用スヘシ」と増補がある。この「十二韻」の韻書の注の補入部分の前半は、『韻会』（上平・寒韻）の「毒蛇 又元韻」と符号するが、『韻字記』『韻字之書』が「寒韻」中に、「寒韻ニテモ通用スヘシ」とするのはやや不審。結局この箇所は『韻字記』（『書』）は『小補韻会』（上平・元韻）の「説文榮蛇醫以注鳴

者…註蜥蜴也…又寒韻吾官切 毒蛇 集韻或作蠍 蟠蠍 蜥蜴」に拠れるものか。

『韻字記』の「¹⁰⁰⁴潘」（書59）も『松平本』に無く、『版本』に「⁹⁸⁵潘シケシ」とのみ在り。『聚分韻略』（十四-¹⁴²⁹）は「姓也」。『韻字記』は「米ノ汁ニテ洗フ夏ニ用」とし、『韻字之書』は「米ノ汁ニテカミ洗フニ用」と「カミ」が補入せられてゐる。

『韻字記』の「¹⁰⁰⁵駁」（書60）は『和訓押韻』は『松平本』に動用字にて「¹⁰⁰⁵驚 驚也」と存せり。『版本』（⁹⁸⁸）は和訓注「タカ」のみ。『韻字記』（『書』）に「雕也 鷹ニ通用不苦」と在るのは、『聚分韻略』（上平・寒桓韻十四-¹⁴³¹）の「雕也 詩匪—匪鳶」、または『韻会』と『小補韻会』（上平・寒韻）の「説文雕也」に拠るが、「鷹ニ通用 不苦」は独自の補入。

『韻字記』の「¹⁰⁰⁶鱗」（書61）も『版本』（⁹⁸⁷）のみ無注の形で存す。『韻字記』（『書』）の「魚也」は『聚分韻略』（上平・寒桓韻十四-¹⁴³²）の漢字注「魚也」、または『韻会』（上平・寒韻）の「説文魚也」の孰れかに基づいてゐる。『韻字記』の「¹⁰⁰⁷肝」（書62）も『版本』（⁹⁸⁹）に在り、ここは「十一韻」の一書とも『版本』と同様に漢字注は存せず。而かるに『聚分韻略』（十四-¹⁴³³）には「水臓」との漢字注が存するのである。

『韻字記』の「¹⁰⁰⁸瘢」（書63）は『版本』（⁹⁹¹）に標出字が見られる。『聚分韻略』（寒桓韻十四-¹⁴³⁵）に「一痕」との漢字注まで見られるのに、『版本』がこれを受け入れてゐない。「十一韻」では『韻字記』（『書』）は「一痕」を承け、それに続けて「トハキスノナヲリタル也」と補入する。この補入部分は『韻会』（上平・寒韻）に「説文瘍也…徐曰瘍處謂已愈有痕曰瘢」と在るに拠れるものか。

『韻字記』の「¹⁰⁰⁹蟠」（書64）については、『版本』のやはり「韻外」（⁹⁹²）に標出字のみ存せり。『聚分韻略』（寒

桓韻十四-¹⁴³⁸）に「龍一」と在り、『韻字記』（『書』）もこれを承け、さらに「竜蛇ノワタカマル也 又木ノ根ノワタカマルニモ用」と付け加へる。この補入部分の典拠として『韻会』や『小補韻会』に前半部は「大也 又曲也 伏也 一曰龍未升天 謂之蟠」（寒韻）に相当する注文が見られるが、後半部に該当する箇所が存しない。これは「十一韻」独自の説明であるのか。

『韻字記』の「1010奸」（書65）には、やはり『版本』（994）のみ標出字存せり。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁴³）に漢字注「姫一」がある。『韻字記』（『書』）はこの漢字注の後に「^{タハタク}一ハ密通ノ「也」と補なる。因みに『韻会』や『小補韻会』は「説文犯洛也…広韻罪犯也 増韻犯非禮也」と在るが、直接の典拠とはなってゐない。

『韻字記』の「1011攤」（書66）は、『版本』（995）に標出字存せり。『韻字記』（『書』）の漢字注「按也 又」は『聚分韻略』に「按也 又」と在るのを承くるか。『韻会』は「手布也 增韻開也 按也 又…」と在り。『韻字記』（『書』）はこの漢字注の後に「^{ビロクル}トハモノ、本ヲク、ル「也 バクチノサイヲモム更ナリ」と補入する。

『韻字記』の「1012剝」（書67）は、『版本』（996）に標出字が見られるのみ。『聚分韻略』（上平・寒桓韻十四-¹⁴⁵²）は「剝也」とあり、『韻字記』（『書』）はこの漢字注を承け、さらにそれに続けて「刀ニテキサム義 石ヲキサムニモ用」を補入する。

『韻字記』の「1013刊」（書96）においては、『松平本』（394）と『版本』（997）とに標出字のみ存せり。『聚分韻略』（寒桓韻十四-¹⁴⁵³）には「削也」の漢文注がある。『韻字記』（『書』）はこゝも『聚分韻略』を承け、なほかつ「^{キルニ}木ヲキルニ用」ハ木ヲキサム字ヲキサムナトニ用 石ヲケツルニモ用」と補なひ説明してある。

『韻字記』の「1014菅」（書69）は、『版本』（1001）に標出字があり、『仁斎書き入れ本』にはその書き入れ部分に「菅

通」（朱筆）が見られる。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁶¹）には「似蘭 又」と在る。『韻字記』（『書』）は「似蘭 スラ 菴ノ字」心ニ用」として、『聚分韻略』と「仁斎書き入れ」部分との両方が含まれてゐる。「十一韻」の韻書の成立年代と伊藤仁斎の活動した年代との近接することを思はせる箇所である。

『韻字記』の「1015 鳥」（書70）では、『版本』（⁹⁹）に標出字のみ、『聚分韻略』（十四-¹⁴⁵⁶）は漢字注「蟠一」が在る。『韻字記』（『書』）はこの漢字注を承けるだけで、それ以上の増補はない。

『韻字記』の「1016 捧」（書71）について、ここは『松平本』に存し、漢字注「擊也」が見られる。『版本』（¹⁰⁰）は標出字のみにて漢字注が存しない。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁵⁷）は「圜也 礼云無一飯 又」と在り、これは『廣韻』（上平・桓韻）の「說文曰圜也 禮方無搏飯」を承けたものであるが、「十一韻」の『韻字記』（『書』）は『聚分韻略』に拠らず、『松平本』の漢字注を承け、さらに「バウツトハ 鳥ノ風ニ羽ウツ也 但小鳥ニハ不可也 鷹ナトニハ可也 ヤロムクハ手ニテモノヲマロムルナリ」と増補する。

『韻字記』「1017 筒」（書72）は、『版本』（¹⁰⁰）に「仁斎書き入れ」として漢字注「筒也」（朱筆）が存する。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁷²）の漢字注は「一筈」である。『韻字記』（『書』）の漢字注は「筈也」であつて、その後に「バンハ 食物ヲモル 又珠玉ヲモ入ルモノ也 竹ニテ作ルモノナリ」と続ける。因みに『韻会』（上平・寒韻）には「說文筈也…漢律令小筈也 傳曰簞壺漿 鄭玄曰簞盛飯食者 方曰筈 圓曰簞」と在り。

『韻字記』の「1018 鍊」（書73）では、『版本』（¹⁰⁰）は標出字のみ存する。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁷⁵）は「泥一 塙慢同又」となつてゐる。「十一韻」の韻書で『韻字記』は「泥ハ ナタラカハ コテニテ壁ヲヌル」也 ヌルトハカヘヲヌルキ也」とするが、『韻字之書』は略同注ではあるが、最初に『聚分韻略』を承けて「泥一 ナタラカハ コテニテモ壁ヲヌル」也

トハカヘヲヌル義ナリ」となつてゐる。

『韻字記』の「1019盤」（書74）は、『版本』（1009）に「仁斎書き入れ」の漢字注「玉^{*}」が見られる。『聚分韻略』は「槃同」と在り、「韻会」（上平・寒韻）は「説文承槃也 本作槃」となつてゐる。『韻字記』は「槃同 考一 古注樂也 ——差別 命胥—書憩碁—^{タカマル}ハ 竜蛇^{ワタカマル}也 山ヤ谷ノメクル義也」と『聚分韻略』を承けた後に委しく補入してゐる。同じ「十一韻」でも『韻字之書』はやや簡略になつてゐて、『韻字記』の「」と『論語』の引用もない。『韻字之書』の注文は「盤絛同 碁—^{ワタカマル}ハ 竜蛇ノ蟠^{ワタカマル}也 山ヤ谷ノメクル義也 水波ノ^{バタ}ハ ウツマク心ナリ」と在つて、末尾の「水波ノ」は『韻字記』には見られぬ注である。

『韻字記』の「1020繁」（書75）は、『版本』（1010）の「仁斎書き入れ」部分に漢文注「物之多更也」（朱筆）が見られる。『聚分韻略』（十四-1484）には「一纓馬飾」と在る。「十一韻」の韻書は二書共に「物ノ多キ^フ也」と『版本』の「仁斎書き入れ」部分と一致する。『版本』の仁斎の書き入れが、『韻字記』の成立後に、これを見てなされたものと見做す。勿論、これと逆の考へ方も成り立ちはするが、されば「十一韻」の韻書の成立年代もやや降ることとはなる。

『韻字記』の「1021酸」（書76）においては、『版本』（1012）は標出字のみ見られ、『聚分韻略』（十四-1490）には「醋也」と在る。『韻字記』（『書』）は「醋也^シハ味ノスキ也」と『聚分韻略』の漢字注を受けた注文になつてゐる。

『韻字記』の「1022剝」（書77）は、『版本』（1013）がやはり標出字のみ、『聚分韻略』（十四-1493）は「圓削 圆同」と在る。『韻字記』（『書』）は「円削 圆同^{アカル}ハ廉ナキ義 印判ナトノツフル、ニ用」と、『聚分韻略』の漢字注を受けた後、独自の説明を補なつてゐる。

『韻字記』の「1023完」（書78）では、『版本』（1014）は標出字のみで、『聚分韻略』（十四-1494）に「一全」と在り。

『韻字記』(『書』)もこの漢字注を踏襲した形になつてゐる。

『韻字記』の「¹⁰²⁴脛」(書79)は、『版本』(¹⁰¹⁶)は標出字のみ、実は『松平本』の「韻外字」(⁴⁰⁷)に入つてをり、「心廣体一白美身一」と在るのを『韻字記』(『書』)が承けてゐる。さらに彼の『聚分韻略』(十四—¹⁵⁰⁵)には「大也」と見られる。『韻字記』(『書』)に到つて、「大也」を承け、それに続けて「心廣^{コロクタイン}体一兒美^{ユルヤカ}ノ身一」とある。『韻字之書』は同注ではあるが、「心廣^{コロクタイン}躰一兒美^{ユルヤカ}ノ身一」と傍訓を施してゐる。この「十一韻」の二書の説明の前半部分は『韻会』(上平・寒韻)の「大也 禮記 心廣體脛」と在るのに拠つてゐるのか。

『韻字記』の「¹⁰²⁵曼」(書80)は、『版本』(¹⁰¹⁷)に標出字在り。「聚分韻略」(十四—¹⁵⁰⁶)は「長也 又」の漢字注を有つ。『韻字記』(『書』)は「長也」の後に「^{ナカシ}ハ 夜ノナカキナリ」を補なふ。

『韻字記』の「¹⁰²⁶蹠」(書81)も『版本』(¹⁰¹⁸)に標出字のみ、『聚分韻略』(十四—¹⁵⁰⁷)には「蹠一」と在り。『韻字記』(『書』)は『松平本』に「蹠一 行不進遲 私曰タチモトヲル兒也」と見られる。この漢字注を承けて、「行不進遲兒^{ハラハ}一トハ アシナヘテアリク兒也」とする。『松平本』の注文は、例の『韻会』(上平・寒韻)の「蹠蹠 行不進貌広韻跛行貌」に基づくものであらう。

『韻字記』の「¹⁰²⁷謾」(書82)は『版本』にも存せず、『聚分韻略』(十四—¹⁴³⁷)には漢字注「欺一」と在る。『韻字記』は「欺一又^{イツヘル}不信」、『韻字之書』は「欺一又^{イツヘル}ハ不信也」と略同である。

『韻字記』の「¹⁰²⁸博」(書83)は『版本』(¹⁰²²)に標出字のみ、『聚分韻略』(十四—¹⁵¹¹)には「詩勞心——」と在り、『韻会』(上平・寒韻)には「爾雅博博憂也 詩勞心博博兮」と在つて、『韻字記』に「勞心——兮 詩——ハ憂也」、『韻字之書』に「勞心^{ダンク}——詩^{ウレカル}——ハ憂也」と在るのは、『韻会』により近からんか。特に『韻字記』は助字「兮」まで

引用文に入れてゐるほどである。

『韻字記』の「¹⁰²⁹漫」（書84）においては、『松平本』に「夜一 國花」と、『国花合記集』を注文に入れてゐる。而かも『版本』（¹⁰²⁵）は標出字のみである。『聚分韻略』は「——又」（十四—¹⁵¹⁶）とし、『韻会』は「水廣大貌」とする。『韻字記』の注文中に「府」と『韻府群玉』に基づく意の出典明記が存するゆゑ、『韻府群玉』を検するに、「母官切 水流貌」（卷四—89）と見られる。『韻字記』の「府水沐兒」はこれに該当し、次にそれに続く「夜一 山也」は『松平本』の『国花合記集』を踏襲する。残る「水一 ^{ハビコル}ハ 水ノハヒコル也 ^{ヒタク}トモ云同シ ^{ミタル}トハ 雪ノ飛ミタル、也」の部分は『韻字之書』と同注にて、「十一韻」の補入たることが判る。」」は『韻字記』が引用する『韻府群玉』や、『松平本』からの『国花合記集』を、『韻字之書』は承けることをしてゐない。

因みに『韻字記』が『韻府群玉』の出典名を「府」と明記するのは、『韻字記』の「¹⁰⁷狹」（上平・東韻）、「⁶⁴⁸杆」（上平・虞模韻）、「⁹⁶⁹纂」（上平・寒韻）、「¹⁰²⁹漫」（上平・寒韻）、「¹²⁷²怊」（下平・蕭宵韻）、「¹⁵⁴⁵鶯」（下平・陽唐韻）、「¹⁵⁵⁰蠻」（下平・陽唐韻）の計七例である。さうしてこれら七例全てを『韻字之書』は引用してゐないのである。『韻字記』（広本）『韻字之書』（略本）一書間における広略の意味は、斯く出典的具体的な多寡に基づく例が多いのである。『韻字記』の出典調査の委細に亘る報告は別稿を用意する。

『韻字記』の「¹⁰³⁰統」（書85）は、『版本』に標出字も存せず、『聚分韻略』（十四—¹⁴⁸¹）に「船上候風羽 楚謂之五雨」と見受けられる。『韻字記』（『書』）は、まさしくこの漢文注をさながらに承けて「船上候風羽 楚謂之五雨」となつてゐる。もつともこの箇所は『韻会』（上平・寒韻）も「船上候風羽 楚謂之五雨」と完全に同注であつて、『韻字記』（『書』）が『聚分韻略』と『韻会』の、孰れに拠つたとは決し難く、また逆にこの二書を共に見たとも言ひ得る。

『韻字記』の「¹⁰³¹貫」（書86）も『和訓押韻』は『版本』にも標出字存せず。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁸⁹）は「穿也」と在る。『韻会』（上平・寒韻）には「穿也 易貫魚以宮人…又聯續也」と在りて、『韻字記』の注文「穿也 又^{ゾラナル}聯續也」の典拠が判る。ただし『韻字之書』は後半部がなく、「穿也」のみである。

『韻字記』の「¹⁰³²組」（書87）には、『和訓押韻』は『版本』にも対応する標出字存せず。『聚分韻略』（十四-¹⁵⁰³）に「緩也」と在り、『韻字記』（『書』）は『聚分韻略』をそのまま承けてゐる。さらに『韻会』も全く同注であるから、「十一韻」の韻書はここも『聚分韻略』『韻会』の一書を共に見たこととする。

『韻字記』の「¹⁰³³繁」（書88）では、やはり『和訓押韻』に標出字存せず。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁸³）は「小囊」と在る。『韻会』（上平・寒韻）にも「小囊」と在りて同注である。『韻字記』（『書』）はこれらを承けて「小囊也 常ノフクロニ用」となつてゐる。下半分は「十一韻」の独自の補入による説明であらう。

『韻字記』の「¹⁰³⁴壇」（書89）は『和訓押韻』の『版本』（⁹⁷⁷）に標出字存せり。『聚分韻略』（十四-¹⁴¹²）に「封土」と在り。『韻会』は「說文祭場也…一曰封土為壇 除地為場 或作壇 史記文紀其廣增諸祀壇場珪幣」としてゐて、『韻字記』の「封土 祭場也 一勺マツリノ場ニ可用」の典拠となつてゐることが判る。『韻字之書』は『聚分韻略』と同じく「封土」と在るのみである。「十一韻」の韻書の中、少なくとも『韻字記』は『韻会』に依拠してゐることは疑ふ余地がない。

『韻字記』の「¹⁰³⁵磻」（書90）も『和訓押韻』は『版本』（⁹⁷⁸）に標出字存せり。『聚分韻略』（十四-¹⁴¹⁷）に「一磯」と在り、『韻会』（上平・寒韻）は「磯名 在鳳翔虢縣…」となつてゐて、『韻字記』（『書』）の「一磯」は『聚分韻略』に依拠してゐることが判る。

『韻字記』の「1036 鄱」（書91）も『和訓押韻』の『版本』（979）に標出字のみ存せり。『聚分韻略』（十四-141⁹）の漢字注は「邯一」、『韻会』（上平・寒韻）は「説文邯鄲 縣名」と在り、『韻字記』（『書』）の「邯一」は、この二書の双方を見たとも言へるし、『聚分韻略』に拠つたとも言ひ得る。

『韻字記』の「1037 汗」（書92）は、『版本』（981）標出字のみ、『聚分韻略』（十四-142²²）には「可一 又」、『韻会』（上平・寒韻）は「可汗 戎曾称…」で、『韻字記』は「可一」、『韻字之書』は「可一 又」と略同である。

『韻字記』の「1038 燕」（書93）で、『版本』（984）はやはり標出字のみ、『聚分韻略』（十四-142²⁸）は「一鳳」とあり、『韻会』（上平・寒韻）は「説文赤神靈也…徐曰燕似鳳多青 瑞應圖云鳳凰之佐…」としてゐる。『韻字記』（『書』）の「鳳凰ノ類」はこの孰れに拠つたかは決し難い。

『韻字記』の「1039 馆」（書94）では、『版本』（986）に標出字存せり。『聚分韻略』（十四-143⁰）は「小臣也」とする。『韻会』（上平・寒韻）も「説文小臣也」と在る。『韻字記』（『書』）の漢字注「小臣也」は『聚分韻略』と『韻会』の二書を承けたものと思はれる。

『韻字記』の「1040 輜」（書95）は、『版本』（993）に標出字存せり。『聚分韻略』（十四-144¹）は「臥氣噭声」と在る。『韻会』は「寒韻」（上平）に標出字存せず。『韻字記』（『書』）の「臥氣噭声」は『聚分韻略』を承けたものである。

『韻字記』の「1041 痒」（書96）で、『版本』（998）は標出字のみ、『聚分韻略』に「黃病 又」とある。『韻会』（上平・寒韻）も「労病 師古曰黃病…」と在るが、共に『韻字記』（『書』）の「黃一」には一致せず。

『韻字記』の「1042 豌」（書97）も『版本』（1002）は標出字のみで無注。『聚分韻略』（十四-146²）に「一豆 一丸切」と在り、『韻会』（上平・寒韻）には「説文豆飴也…博雅作豌 一豆豌豆」とある。『韻字記』（『書』）は「一豆」となつ

てゐて、『聚分韻略』を承けたるか。

『韻字記』の「¹⁰⁴³饅」（書98）では、やはり『版本』（¹⁰⁰³）は標出字のみ。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁶⁶）に「一頭 糜同」と在り、『韻会』（上平・寒韻）は「饅頭餅也…」となつてゐる。『韻字記』（『書』）は「一頭」とあり、これも『聚分韻略』を承けたるか。

『韻字記』の「¹⁰⁴⁴餐」（書99）は、『版本』（¹⁰⁰⁴）に標出字のみ。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁶⁷）は「一食 嘰同」と在る。『韻会』（上平・寒韻）は「説文呑也…字林云呑食也」とする。『韻字記』（『書』）には「一ハ食ヲノム也」となつてゐて、これは『韻会』に基づきたる注文か。

『韻字記』の「¹⁰⁴⁵禪」（書100）で、『版本』（¹⁰⁰⁵）は標出字のみ。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁷⁰）は「一衣」と在り、『韻会』（上平・寒韻）は「説文衣不重也…」にて、『韻字記』（『書』）は「一衣」として『聚分韻略』を承けたるか。

『韻字記』の「¹⁰⁴⁶棺」（書101）では『版本』（¹⁰⁰⁸）はやはり標出字のみ。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁷⁶）は「一樽 又」、『韻会』は「説文關也…礼記…周殷人棺槨」と在るが、こゝも『韻字記』（『書』）は「一樽」として『聚分韻略』に拠る。

『韻字記』の「¹⁰⁴⁷珊瑚」（書102）は、『版本』（¹⁰¹¹）が標出字のみ。『聚分韻略』（十四-¹⁴⁸⁵）は「一瑚」、『韻会』（上平・寒韻）も「説文珊瑚生於海」と在る。『韻字記』（『書』）は「一瑚」として『聚分韻略』を承けたるか。

『韻字記』の「¹⁰⁴⁸最」（書103）も『版本』（¹⁰¹⁵）は標出字のみで、『聚分韻略』（十四-¹⁵⁰⁴）には「一塗見 在丸切」と在り。『韻会』（上平・寒韻）には「積木以殯也 礼記最塗…」と在るが、『韻字記』（『書』）に漢字注無く、和訓注「カクス」とのみ在り。結果的には『和訓押韻』の『版本』と同注になつてゐる。

『韻字記』の「¹⁰⁴⁹預」（書104）は、『版本』（¹⁰¹⁹）が無注で標出字のみ。『聚分韻略』（十四-¹⁵⁰⁸）は「顛一 大面 又」

である。『韻会』（上平・寒韻）には標出字存せず。『韻字記』（『書』）も「顛一大面」で『聚分韻略』を承けてゐる。『韻字記』の「¹⁰⁵⁰溥」（書¹⁰⁵）も『版本』（¹⁰²⁰）は標出字のみで、『聚分韻略』（十四-¹⁵¹⁴）は「露——」。『韻会』（上平・寒）は「溥溥露多貌」である。『韻字記』（『書』）は「露——」にて『聚分韻略』の形態の方に近からんか。

『韻字記』の「¹⁰⁵¹汎」（書¹⁰⁶）もやはり『版本』（¹⁰²¹）は標出字のみである。『聚分韻略』（十四-¹⁵¹⁰）は「一瀾」、『韻会』（上平・寒韻）は「汎瀾泣貌」と在る。『韻字記』（書）には「一瀾」とするが、『聚分韻略』『韻会』の孰れを承けたかは決し難く、二書を共に見たこととする。

『韻字記』の「¹⁰⁵⁶義」（書¹⁰⁷）も『版本』（¹⁰²³）は標出字のみ。『聚分韻略』（十四-¹⁵¹⁷）は「易曰東帛——」、『韻会』（上平・寒韻）に「説文一日義義多也 増韻委積貌 易束帛義義 注引子夏易束帛殘殘」と在る。『韻字記』（『書』）はこれら二書の漢文注は承けず、和訓注「イタム」とするのみであり、結果的には『版本』に一致してゐる。

以上で『韻字記』と『韻字之書』の「本韻」は終はりとなるが、『韻字記』の「¹⁰⁰¹韓」（書⁵⁶）～「¹⁰⁵²義」（¹⁰⁷）の五二語は、その主要典拠となつてゐる『和訓押韻』のC増補系統本たる『龍門本』には存せず、専らC系統の延長線上に在るD系統の『版本』の、而かも「韻外字」として収録せられてゐる部分に見られる語彙ばかりである。さうして『版本』には存せぬ漢字注・漢文注が、多くは『聚分韻略』の上平第十四の「寒桓韻」に、その殆んどが確認される。本書『韻字記』が『和訓押韻』のD版本（増補系本文）に典拠を置きながらも、『聚分韻略』の漢字注・漢文注を悉く引用する編輯の態度が、この『韻字記』の¹⁰⁰¹～¹⁰⁵²に集中的に見られ、特に注目させられる。また同じ「十一韻」の中では、『韻字之書』には存せぬ『韻字記』の比較的長めの漢文注は、多く『韻会』（並びに『小補韻会』）に依拠してゐることも、この調査で明らかになった。

次に『韻字記』の「韻外字」(1053～1071)の一九語の検討に入る。まづ『韻字記』の「1053 虹」(書108)では、『和訓押韻』の『北岡本』『松平本』『龍門本』『版本』ではなく、D-b『天理・正保』二年(一六四五)刊本』(『版本』仁斎書き入れ本)の「仁斎書き入れ」部分の「韵外」とする箇所に「1027 虹^{ホタル}」(和訓「ホタル」は朱筆)とある。『韻字記』や『韻字之書』等の「十二韻」の韻書の「韻外字」は、原則として『聚分韻略』には存せず、『韻会』あるいは『小補韻会』に存する韻字を必要に応じて抽出したものである。

この「1053 虹」は『韻会』(上平・寒韻)には「蟲名 増韻蟲侵物也 鮑宜傳 白虹虹日」と在る。『小補韻会』(上平・寒韻)には「蟲名 增韻蟲侵物也 鮑宜傳 白虹虹日」と在って『韻会』に増補を加へてゐる。而かるに「十二韻」の二つの韻書は共に委しい説明を補入し、逆に『韻会』や『小補韻会』の漢字注・漢文注を承けてゐないことに注目させられる。処で問題なのは、「十二韻」の韻書に見られる「^{ホタル}トハ韓文ニ訓ス 字書ニアリ ^{ホタル}ト訓スヘシ」(『記』『書』)といふ注文中の「字書」である。この「字書」が『小補韻会』を指すのか、それとも『字彙』を指すのかが差し当たり問題となる。「韓文」は『聚分韻略』によく出典表示せられる外、『和訓押韻』では、「真諱臻韻」(第十一)の「277 濱」の注文中に出てくる。この「字書」と謂ふのは、『字彙』を指すことも一往は考へられるが、それと特定し得る鍵がない。一般論から言へば、この頃の「字書」とは多く明代の梅膺祚の『字彙』を言つてをり、現に伊藤仁斎なども彼の著『語孟字義』で「字書」としてゐるのは『字彙』である。しかしこの「1053 虹」の箇所を『字彙』に索めても、その注文は「居寒切 音干 蟲侵物也 鮑宜傳 白虹虹日」と在って、『韻会』や『小補韻会』の注文と略同である。その孰れとは決し難い。謂つてみるならば、『字彙』が『小補韻会』を部首別排列に改編した辞書といふ性格を有してゐる所以でもあらう。

またこの『韻字記』には「韻書」と表示する箇所も見られる。「陽唐韻」（第十・下平）の「¹⁵⁵⁰蟹 シヤウ キリース 寒一
蟬属寒蜩也 広韻同上 玉篇寒蟬也 又蟬訓云 秦晋謂之蟬 楚謂之蜩 又府蟬訓云大日蜩 小日蟹 蟠蛷 又記仲夏之月蟬始鳴季秋之月 寒蟬鳥云々 如上匀書各不訓 蟾及悉卒之義 為晚蟬者必矣 又分付寒一 替說愁 淮南注水鳥也 一義蛩云々 坡六咽々寒一 鳴露山李寒一 愛碧山云々 是等為蛩者歟」の中の「如上匀書」とある「韻書」とは、その直前に掲げた「広韻」「玉篇」「韻府群玉」の三種の韻書の総称であることは一瞥して判断し得る。（一般的にはこの期の韻書として「韻会」を指す場合もあるが、ここはその例ではない。）

『韻字記』の「¹⁰⁵⁴簾」（書¹⁰⁹）は、「韻会」に「説文圜竹器也」、「小補韻会」（上平・寒韻）に「説文圜竹器也…○又先韻 朱湍切 楚人謂結草折竹ト曰簾…一曰竹器」と在るのによつて、「韻字記」（『書』）の「竹器」の典拠を索めることができ。『籠也』の典拠は『小補韻会』や『字彙』には見受けられない。『版本』の「仁斎書き入れ」部分（¹⁰²⁹）に和訓「カタミ」（朱筆）と書かれてゐる。

『韻字記』の「¹⁰⁵⁶簾」（書¹¹⁰）においては、「韻会」や『小補韻会』に「簾 竹名 一曰捕魚笱入不可出」と在るのを承けて、「韻字記」は「音般一簾 竹名 ウケ 魚ヲトルモノ也」とするが、「韻字之書」は「ウケ 魚ヲトルモノ也」のみである。『和訓押韻』の『版本』の「仁斎書き入れ」部分（¹⁰²⁹）も和訓「ウケ」（朱筆）とあるのみである。

『韻字記』の「¹⁰⁵⁶瞞」（書¹¹¹）は『和訓押韻』の『版本』（¹⁰³¹）の「仁斎書き入れ」部分に標出字在り、それに朱筆の和訓「カツラ 女ノカツラ ウツクシキト也」が見られる。『韻会』（上平・寒韻）で「瞞」字の直後にあるべきであるが、『韻会』には存せず、『小補韻会』（上平・寒韻）には存せり。『小補韻会』の注文「髪美貌」を、『韻字記』は引用し「音瞞髪美也」とするが、『韻字之書』はこの漢字注を有せず。『韻字記』は、さらにその後に和訓注「女ノ

カミノウツクシキ也」と続ける。『韻字之書』にもこの和訓注は存する。

『韻字記』の「¹⁰⁵⁷智」（書112）で『和訓押韻』の『版本』（「仁斎書き入れ」部分にも）存せず。『韻会』（上平・寒韻）には「説文目無明也…一曰廢井」、『小補韻会』には補入部分「左傳目於智井言 井無水若日之無精也」がある。『韻字記』（『書』）の注文「日ノツフル、ニモ用 井ノツフルトハ 水ナキ井也」（『書』は「水ノナキ井也」）、これは『小補韻会』に基づきたるか。

『韻字記』の「¹⁰⁵⁸垣」（書113）は、『和訓押韻』の『版本』のみ「¹⁰³⁰垣ヤマ」（和訓朱筆）が「仁斎書き入れ」部分に見られる。『韻会』（上平・寒韻）は「爾雅小山岌 大山垣」、『小補韻会』（上平・寒韻）はさらに委しく増補があり「爾雅小山岌 大山垣 郭璞云 岌謂高過 疏云 言小山與大山相並而 小山高過 大山者名垣 非謂小山名岌 大山名垣也」と在る。『韻字記』（『書』）は「小山ノ高キヲハント云」となつてゐて、『韻会』も『小補韻会』も双方共に典拠となることを得る。

『韻字記』の「¹⁰⁵⁹狃」（書114）では、『和訓押韻』の『版本』（¹⁰³²）には「仁斎書き入れ」部分に「イヌ」（朱筆）がある。『韻会』（上平・寒韻）は標出字「狃」の注文に「説文貉類…徐曰貉子也 又初学記貉子 集韻通作狃」とあり、『小補韻会』（上平・寒韻）は標出字「狃」の次に、標出字「狃」として「説文犬行也…引周書曰尚狃狃 集韻犬犬也○又元韻 許元切 見狃字下」とある。『韻字記』（『書』）には「犬也 犬ノ字ニカリ用 ヘシ又ハムシナノ子ヲート云リ」となつてゐる處を見ると、「十二韻」の韻書は標出字「狃」と「狃」との双方の注文を参照してゐることとなり、結局『小補韻会』に依拠したと言ふことを得るのである。

『韻字記』の「¹⁰⁶⁰麇」（書115）は、『和訓押韻』は『版本』の「¹⁰³³麋」に朱筆にて「シカ 鹿也」と「仁斎書き入

れ」が存する。『韻会』(上平・寒韻)は「鹿三歳也」、『小補韻会』は「獨音」(上平・寒韻)の中に入つてをり、やはり注文は「鹿三歳」とある。『韻字記』は「音桓三歳ノ鹿也 鹿ニ通用」と在り、『韻字之書』は略同注であるが、音注「音桓」が存しない。

『韻字記』の「1061盤」(書¹¹⁶)は、『和訓押韻』の『版本』(1034)に朱筆の和訓「ウツマク」(「仁斎書き入れ」)が存する。『韻会』(上平・寒韻)は「水回也 通作盤 韓文桃源行流水盤廻山百轉…」、『小補韻会』(上平・寒韻)も「獨音」に属し、『韻会』と同注である。『韻字記』(『書』)は「水ノウツマク也」となつてゐて、漢文注は存せず。

『韻字記』の「1062患」(書¹¹⁷)では、『和訓押韻』は『北岡本』(59)は欄外注記として「患^{ウツ}外也」とする。「外也」は「韻外」の意であらう。『松平本』はまさしく「402患^{ハシ}ウレヘ」を「韻外字」の冒頭に置く。『龍門本』は「寒桓韻」に「韻外字」が全く設けられてゐない。『版本』(975)には標出字のみ。さうして後の『版本』(1035)には「仁斎書き入れ」部分に朱筆の和訓注「ウレヘ」が存するのみ。『韻会』上平の「寒韻」には存せず、次の「刪韻」に存し、「弊也 又憂也」と在る。『小補韻会』はやはり上平の「刪韻」の「古読」の一覧の中に確認し得る。因みに『聚分韻略』の「上平」には存せず、去声の「諫禍韻」に「113患^{ハシ}」と見られる。『韻字記』(『書』)は和訓注「ウレヘ」のみと單純になつてゐて、『松平本』と同注である。

『韻字記』の「1063驪」(書¹¹⁸)は、こゝも『和訓押韻』は「404驪^{ハシ}馬名」と在り。『版本』(1036)は朱筆の和訓「ムマ」となつてゐる。『韻会』(上平・寒韻)は「説文馬名又州名」、『小補韻会』も『韻会』と同注である。『韻字記』(『書』)の注文は「馬名」である。

『韻字記』の「1064灑」(書¹¹⁹)も『和訓押韻』の『北岡本』(60)と『松平本』『版本』(976)の韻外字に「403灑^{ハシ}雨露ニ用之コ

「マヤカ」と在り、『版本』は「仁斎書き入れ」部分に「¹⁰³⁷露 ^{コマヤカ} 雨露ニ用」と注文も、標出字の左右両訓も全て朱筆の書き入れがなされてゐる。『韻会』(上平・寒韻)は「雨露濃貌」と在り、また『小補韻会』は「古読」の一覧中に入つてゐる。『韻字記』(『書』)は『北岡本』『松平本』や『版本』の「書き入れ」と同注で、「^{コマヤカ} 雨露ニ用」(ただし、『韻字之書』は「露ニ用」)となつてゐる。

『韻字記』の「¹⁰⁶⁵縷」(書120)は、『和訓押韻』の『版本』にも標出字が見られない。『韻会』(上平・寒韻)は「説文獸也似豕而肥…」、『小補韻会』(上平)も略同注。『韻字記』(『書』)は「縷 ^{タヌキ}」と在るのみ。

『韻字記』の「¹⁰⁶⁶姤」(書121)は、『和訓押韻』の『版本』にも標出字見られず。『韻会』(上平・寒韻)には存せず、されど『小補韻会』(上平・寒韻)には「説文體德好也」と存せり。『韻字記』には「カヲヨシ」の和訓注、『韻字之書』も「カホヨシ」の和訓注のみであるが、これは『小補韻会』に基づくものか。

『韻字記』の「¹⁰⁶⁷羆」(書122)で、『和訓押韻』は『版本』(¹⁰³⁸)の「仁斎書き入れ」部分に「イノシ、ヲホカミタヌキ」の和訓注(朱筆)がある。『韻会』(上平・寒韻)は「説文野豕也 爾雅狼牡」と在り、『小補韻会』(上平・寒韻)にも増補はあるものの略同注である。『韻字記』(『書』)は「イノシ、ヲホカミタヌキ」と和訓のみの注となつてゐる。

『韻字記』の「¹⁰⁶⁸羣」(書123)は、『和訓押韻』の『版本』に「¹⁰³⁹羣 ^{アミ} 獣ヲトルアミ也」と右傍訓も注文も「仁斎書き入れ」部分に存する。『韻会』(上平・寒韻)には「彘納也」と在り、『小補韻会』(上平・寒韻)は「彘納也 爾雅彘罟謂之羣…」となつてゐて略同である。処でここも問題となるのは、『韻字記』(『書』)の注文「獣ヲトルアミ也」が、『版本』の「仁斎書き入れ」部分と注文が一致することの解釈に関してである。けだし伊藤仁斎が「十二韻」の韻書の成立後に、それを見て書き入れをしたのか、それとも「十二韻」の韻書と仁斎とが共に共通する典拠に基づいたのか、

の敦かであらう。「十一韻」の韻書の編者が「仁斎書き入れ」を見て、それに依拠したことと、強ち不可能ではないが、さすれば、「十一韻」の韻書の成立年代を少し降らせることとなる。これを決定的たらしむるには、今一步を進めるための証拠が必要となるのである。

『韻字記』の「1069蹠」（書124）は、『和訓押韻』の『版本』（1040）の注文には「コユル 山一 岡一」（朱筆）との「仁斎書き入れ」部分が見られる。『韻会』（上平・寒韻）は「蹠也」と在り、『小補韻会』（上平・寒韻）は「獨音」の中にも存して、注文はやはり「蹠也」となつてゐる。『韻字記』は「山ナトヲコユルニ用」、『韻字之書』は「山ナトヲコユルニ用之」と略同注である。こゝは前の「1068齧」の場合と異つてゐて、「仁斎書き入れ」部分と「十一韻」の韻書の注文が同一ではない。

『韻字記』の「1070齧」（書125）に限つては、『和訓押韻』の『版本』にも標出字存せず。『韻会』（上平・寒韻）は「説文小雨也」と在り、『小補韻会』（上平・寒韻）もやはり「獨音」の項目中に存して、注文は同じく「説文小雨也从雨酸聲」となつてゐる。『韻字記』の「音酸 小雨也」の扱いが判る。『韻字之書』は音注表示「音酸」が存せず、「小雨也」となつてゐる。

『韻字記』の最末尾の「1071鷗雀」（書126）において、『和訓押韻』はこゝも『版本』（1041）のみ「仁斎書き入れ」部分に、朱筆の和訓「ミ、ツクトビ」と在り。『韻会』（上平・寒韻）には「説文鷗属…有毛角…」。『小補韻会』（上平・寒韻）もやはり「獨音」の語群中に見られ、略同注の「説文鷗属…有毛角 爿雅老鷗註云木兔也似鷗鷗而小兔…」と在つて、『韻会』よりも委細の注になつてゐる。『韻字記』（書）は「^ト鷗ノ類也」とある。「十一韻」の韻書や「仁斎書き入れ」部分の和訓注「ミ、ヅク」に対する典拠としては、『韻会』よりも『小補韻会』の方が「木兔」と在つて、

より深い連関性が認められよう。

以上で『韻字記』の「寒桓韻」の末尾に在る「韻外字」(1053～1071)の一九字についても、その依拠する処を調査し了へた。「十一韻」の『韻字記』と『韻字之書』の一書は、この一九語においては、それらの注文に大きな差異は見られぬが、それにしても比較的目立つた点は、『韻字記』の「1055 篓」に「音般」、「1056 髡」に「音瞞」、「1060 麽」に「音麽」、「1070 酸」に「音酸」として、音注表示をなすことである。これらは『韻字記』全般において、『韻字之書』よりも漢字注・漢文注が多く存することと関連するものであらう。

処で、最後にこれらの「韻外字」に関するまとめとして、『韻字記』や『韻字之書』と謂ふ「十一韻」の韻書が、『韻会』と『小補韻会』の孰れにより近似するかを見究めたく思ふ。「注文」の語句のみでは遽かに決し難いので、標出字の「排列」に関して記すこととする。まづ『韻字記』の「韻外字」(1053～1071)を『韻会』の処出順に排すると、1053 1069 1054 1055 1061 1063 1064 1070 1057 1067 1058(1059) 1060 1071 1068 「1056 1066 韵会・寒韻ニナシ、1062 韵会・刪韻ニアリ」の順となる。一方、『小補韻会』の処出の順に従つて並べると、こちらの方は、1053 1065 1054 1055 1056 1057 1066 1067 1063 1058 1059 1068 「獨音 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071、古読 1064、刪韻・古読 1062」と、全ての標出字がほぼ『小補韻会』の排列に準じて見出し得るのである。この「寒桓韻」では「叶音」注記の「」とき目立つた事象は見られぬが、『韻字記』『韻字之書』などの「十一韻」の韻書の「韻外字」が『小補韻会』に依拠してゐることは、ほぼ確実であると見てよからうと思はれる。

注 『和訓押韻』『韻会』『小補韻会』等の引用は全て、注1・3・4の文献に拠つた。また「十一韻」の韻書のうち、『韻字記』は『古辞書研究資料叢刊』(一九九五年11月 大空社刊)収録の「翻字本文」、『韻字之書』は『古辞書研究資料集成1』(一九九三年9月 翰林書房刊)の「影印本文」に拠つた。